

## 水源保全地域の指定の区域の変更

(環境局水資源課)

### 1 概要

静岡県水循環保全条例では、知事は、水源保全地域の指定をしようとするときは、あらかじめ河川管理者及び市町長等並びに環境審議会の意見を聴かなければならないと規定している（第16条第2項）。水源保全地域の指定の解除及びその区域の変更において、第16条第2項を準用する（第16条第7項）。

令和5年10月2日、地域森林計画（森林法第5条第1項）の対象とする森林（以下「5条森林」という。）の区域を水源保全地域に指定した。令和6年度の5条森林の変更に伴い、水源保全地域の区域を変更するものである。

### 2 水源保全地域の変更について

#### (1) 指定の基本的な考え方

水源の保全のためには水源涵養機能を有する地域において乱開発を防止するなど適正な土地利用の確保を図る必要があるが、森林は、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水の緩和や流量の安定に寄与するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより水質をよくする機能を有しており、水源涵養機能を有する。そこで、森林のうち、5条森林を水源保全地域として指定した。

#### (2) 変更の考え方

令和6年4月1日に5条森林の区域が変更されたことに併せて、水源保全地域の区域を変更する。（(1)の考え方を変更するものではない。）

変更の詳細について、別表に示す。

### 3 変更のスケジュール

月 日	市町・河川管理者意見	環境審議会意見	公告・縦覧
7月29日	意見照会開始		
8月2日	↓		
8月7日	意見照会終了		
8月9日		環境審議会 水循環保全部会準備会	
8月13日			公告・縦覧開始
9月12日			公告・縦覧終了
9月17日		第1回環境審議会 水循環保全部会（決議）	
9月20日			告示

<表>水源保全地域の変更対照表

水源保全地域	区域の 拡張	区域の 除外	森林簿面積 の増減	備考
静岡市水源保全地域	○	○	増加	森林簿の追加、 小規模林地開発
浜松市水源保全地域	—	○	減少	森林簿の補正
沼津市水源保全地域	—	—	—	
熱海市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発、 森林簿の補正
三島市水源保全地域	—	—	—	
富士宮市水源保全地域	○	—	減少	森林簿の補正
伊東市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
島田市水源保全地域	○	○	減少	林地開発、森林簿の補正
富士市水源保全地域	—	—	増加	森林簿の補正
磐田市水源保全地域	—	—	—	
焼津市水源保全地域	—	—	—	
掛川市水源保全地域	—	○	減少	新東名開発区域の除外 森林簿の補正
藤枝市水源保全地域	—	—	—	
御殿場市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発、 森林簿の補正
袋井市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
下田市水源保全地域	—	—	—	
裾野市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
湖西市水源保全地域	—	○	減少	小規模林地開発
伊豆市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
御前崎市水源保全地域	—	○	増加	林地開発、森林簿の補正
菊川市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
伊豆の国市水源保全地域	—	○	減少	林地開発
牧之原市水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
東伊豆町水源保全地域	○	—	減少	森林簿の補正
河津町水源保全地域	—	—	増加	森林簿の補正
南伊豆町水源保全地域	—	—	—	
松崎町水源保全地域	—	—	—	
西伊豆町水源保全地域	—	—	減少	森林簿の補正
函南町水源保全地域	—	—	—	
清水町水源保全地域	—	—	—	
長泉町水源保全地域	—	—	—	
小山町水源保全地域	—	○	減少	林地開発
吉田町水源保全地域	—	—	—	
川根本町水源保全地域	—	○	減少	林地開発、森林簿の補正
森町水源保全地域	—	○	減少	新東名開発区域の除外
合計	4 市町	18 市町	-78.4ha*	
	+39.2ha**	-117.6ha**		

\*森林簿上での面積であり、森林簿の数値のみを補正した区域の面積変化も含む